

令和 5 年度

奨学生募集要項

(大学進学 学生用)

 公益財団法人 ニビキ育英会

(事務局)

〒805-0019

北九州市八幡東区中央2丁目24-5 (芳賀ビル401号室)

TEL 093 (661) 3 7 9 0(代)

FAX 093 (661) 3 7 9 1

<https://nibiki-ikueikai.or.jp/>

目 次

公益財団法人ニビキ育英会について	1
1. 奨学生採用予定人数	2
2. 奨学金給付額と給付期間	2
3. 応募の資格	2
4. 応募の手続き（必要書類と提出期限）	3
5. 奨学生の選考	5
6. 採否決定の時期	5
7. 採用説明会（採用手続）	6
8. 採用内定者の提出すべき書類	6
9. 奨学金の支払	6
10. 採用後、毎年度の提出	7
11. 両親がいない場合の応募資格	7
12. 両親の離婚が成立していない場合の応募資格	8
出 願 書 類	
(1) 出願様式1. 奨学生願書	9
「奨学生願書（出願様式1）の記入要領」	10
(2) 出願様式2. 奨学生推薦調書	19
(3) 出願書類 提出チェックシート	20

公益財団法人 ニビキ育英会について

山九株式会社さんきゅうの副社長をしておられた中村雅一まさかず氏は、高校在学中にお父様をなくされ母子家庭の中で成人されました。

大学卒業と同時に、祖父 中村精七郎せいしちろう氏が設立した事業を継ぐため山九株式会社に入社し、若くして副社長となり内外の多くの人々からその将来を大いに嘱望されていましたが、志なかばにして健康を損ない、療養生活を送るようになりました。

療養生活中、数多くの人々から寄せられた励ましは精神面での大きな支えとなりました。また、そのことによって人の心の温かさを知り、深い感謝の気持ちを抱くようになりました。

そして、「将来性のある優秀な学生諸君で、たまたま父をなくしたために、安心して学業に励むことが出来なくなった人達に対して、多少なりともお役に立つことが出来たら幸せだ。」という思いから山九株式会社の発祥の地である福岡県で、母子家庭の子のために育英事業を行うことを思い立たれました。

こうして、自分の考えを親しい人にも打ち明け、またその実現を夢みながら療養に専念していましたが、その甲斐もなく昭和 54 年 10 月 8 日享年 36 歳という若さで人々から惜しまれつつお亡くなりになりました。中村福子夫人は、深い悲しみの中にもかかわらず、ご主人の遺志を継ぐことが何よりの供養であると思い、育英会設立のことを会社の幹部や各界の名士にご相談されました。

幸いにも心温まる励ましのお言葉とご助力を頂きましたので、福岡県に「財団法人 ニビキ育英会」の設立を申請いたしました。

このようにして育英会設立のために多額の財産を寄贈し、亡きご主人のかねてからの願いを果たされ、昭和 55 年 4 月 1 日、「財団法人 ニビキ育英会」が設立されました。

(平成 26 年 4 月 1 日より「公益財団法人 ニビキ育英会」に名称変更)

どうか、**この財団設立の趣旨をよく理解され、応募してください。**

そして希望に燃える青年諸君が勉学に励み、更には立派な社会人となり、次代を担う若人として、大いに羽ばたかれんことを期待して止みません。

■ 「ニビキ」の由来について

「ニビキ」とは中村家の家紋の名称であり、古く徳川時代、肥前国平戸（長崎県）の松浦藩第 36 代藩主（たいしょうこう 諦乗公）のご生母である中村氏が藩侯より家紋の一部を賜ったものです。

1. 奨学生採用予定人数

大学生 30名～50名

2. 奨学金給付額と給付期間

給付月額 40,000円

給付期間は、令和5年4月から最短修学年限の終期までです。

ニビキ育英会の奨学金は、返済の義務は一切ありません。

また、政治や宗教団体等ともなんら関係はありません。

3. 応募の資格

- (1) 福岡県内に生活の本拠を有する**母子家庭**の子であること。

ただし、両親がいない場合や両親の離婚が成立していない場合は、7～8ページを参照してください。

(注) 母が長期療養のため入院中であり、出願者だけでは願書の記入や出願に関する書類の取得・作成が困難である場合は、準備できるだけの書類を提出していただき、提出できない旨を書いたメモ（A4サイズ用紙であればどのような用紙でも可）を一緒に提出してください。その際、在籍学校を通してこちらから確認のお電話を行う場合があります。

- (2) **学業および人物が良好**で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

学業に関しては、提出する最終学年2学期の学業成績全履修科目について平均した評定値が5段階評価で**3点以上**であること。

- (3) 福岡県内の通信制・定時制を除く高等学校および高等専門学校を令和5年3月に卒業し、令和5年4月に学校教育法に基づく**大学**へ進学を希望する者。

進学先大学の所在地は福岡県に限定しませんが、海外の大学は対象外です。

ただし、大学校、高等専門学校の専攻科、別科、大学院、短期大学、専門学校、専修学校、通信教育課程、定時制課程等は募集対象外です。

- (4) 経済的理由により**学資の支弁が困難**であると認められる者。

学資の支弁が困難とは、母親の収入(所得控除前の支払金額の合計)が概ね年間500万円未満とします。

- (5) **他奨学金との重複受給について**

■ 貸与型奨学金の重複受給は可能です。

(注) 貸与型であっても、貸与元によっては他の民間財団の奨学金制度との併用に制約を設けている場合があります。併給を希望される場合は、当会だけでなく他方の奨学金貸与元の条件もよくご確認のうえご応募ください。

- 大学在学中に他の給付型奨学金を受給する者の応募は不可とします。

(注) **併願は可能です。** 参照：11 ページ【他の奨学金の併願・併給に関して】

ただし、当会の奨学生に採用され当会选择した場合は、他方を辞退していただくことになります。また、大学在学中に他の給付型奨学金と当会の奨学金を重複受給された場合は、奨学金の返納も生じますのでご注意ください。

- 学費（授業料）減免については、制約を設けておりません。当会の奨学金と併給は可能です。
- 学校独自の奨学金制度（特待生制度など）との併給につきましては、制度の内容によって併給が可能か異なります。当会にお問い合わせください。

4. 応募の手続（必要書類と提出期限）

- ※ 学校ごとに奨学生応募人数の制限はございません。
複数名応募の際に不足する願書等は、当会のホームページからダウンロード・印刷を行ってください。
この募集要項にある様式のコピーを使用していただいても構いません。

【 ① 申込みに必要な書類 】

- (1) **奨学生願書** 「奨学生願書の記入要領」をよく読んで間違いのないように記入してください。
記載内容については必ず学校で確認してもらい、**⑮願書確認者 署名・捺印** 欄に署名捺印（自筆署名の場合は押印不要）をしてもらってください。（出願様式1）

- (2) **奨学生推薦調書** 学校で記入してもらってください。（出願様式2）

- (3) **所得証明書** 市町村発行の**令和4年度版の所得証明書**を添付してください。（コピー不可）

※ **市県民税(所得・課税)証明書**（収入金額または所得金額が明記されているもの、課税額のみは不可）でも可。

※ 証明書は必ず**令和4年版**（令和3年の1月～12月の所得について記載がある証明書）を添付してください。

（注）：令和4年度版は令和3年度の収入を証明するため、発行年度と証明する内容の年度が1年ずれます。年度違いの証明書を提出される人が多くいますので、ご注意ください。

※ 令和4年度版所得証明書に記載の収入（=令和3年度の収入）と現在の収入に著しく差がある場合は、所得証明書の他にも提出書類が必要です。10 ページからの「**奨学生願書の記入要領**」をよくお読みいただき、必要書類を提出してください。

※ 生活保護法による扶助料や年金だけで生計を営んでいる世帯では、所得証明書のほかに役所発行の証明書（支払通知書など）のコピーを添付してください。

※ 施設入居者で遺族年金を受給している場合は、年金証書や通知書（コピー可）を提出してください。所得証明書の提出は必要ありません。

※ 自立援助ホームの入居者で給与収入がある場合は、所得証明書も提出してください。

(4) **成績証明書** 5段階評価で最新のもの（最終学年2学期）を添付してください。

※ 調査書ではなく、成績証明書を添付してください。

※ 厳封は必須ではありませんが、発行に際し学校内で規定がございましたら規定に則り発行してください。

(5) **住民票** 生計を一にする世帯全員のものを添付してください。

記載省略がされていないもの（本籍・住民コード・個人番号は省略可）で、発行日より3ヶ月以内のものを提出してください。（コピー不可）

※ 世帯主と続柄が省略された住民票を提出される方が多くいらっしゃいます。
本籍・住民コード・個人番号以外は、記載が必要です。

※ 同居しており、住民票も同じにしているが生計を別にしている祖父母や社会人の子などがある場合は、「家庭事情」欄に生計は別にしている旨を記入してください。

※ 祖父母や母親の兄弟と住所が同じでも、生計が別かつ世帯分離をしており、出願者の母親が世帯主であるといった場合は、出願者とその母親および生計を一にしている家族のみの住民票の提出で構いません。「家庭事情」欄への記入も不要です。

※ 施設入居者は、**住民票と施設に在籍している証明書**（コピー可、施設の所在地および入所年月日が記載されているもの）を提出してください。

【 ② 応募書類の確認 】

■ 応募書類・添付書類は、募集要項の「**奨学生願書（出願様式1）の記入要領**」および当会のホームページに掲載されている「よくある質問」等を十分にお読みいただき、不備のないようご準備ください。

■ 応募書類は、募集要項最終ページの「**出願書類提出チェックシート**」にて、発送の前に応募者・学校担当者双方が必ず内容を確認してから提出してください。（チェックシートの提出は不要）

■ 応募書類一式は、郵送していただく際に封入方法に関して特に指定はございません。複数の出願者がいらっしゃる場合は、クリップでとめる、クリアファイルに入れる等、なるべく個々がわかりやすい方法で封入してください。

■ 出願者に追加がある場合は、願書提出締め切りまでであれば当会へ連絡いただかなくとも、追加者の願書を送付していただければ受理します。

(注) 応募書類の記入の不備、必要な書類の未添付および締め切りを過ぎての申し込みは受付出来ない場合がありますので、十分にご注意ください。

【 ③ 書類の提出期限 】

令和5年 1月27日(金) 必着

※ 1月末締め切りではありませんので、ご注意ください。

提出先： 〒805-0019 北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル401号室
公益財団法人 ニビキ育英会・事務局
TEL (093) 661-3790 FAX (093) 661-3791 (TEL 兼用)

【 ④ 個人情報の取扱いについて 】

応募の際に提出していただく個人情報は、当会の個人情報管理規程に則り適切に管理し、奨学生の募集、選考、採用、および当会が奨学金の給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には一切使用いたしません。また、採用選考に関し、性別や居住地等によって異なる取り扱いは行っておりません。出願者の適性と能力に基づいた基準により、公正な採用選考に努めています。

【 ⑤ その他 】

- 応募は、学校経由で応募するものとし、直接応募はできません。
- 応募書類は返却いたしません。 当会にて適切に管理・破棄させていただきます。
- 当会の奨学金給付は、学校卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

5. 奨 学 生 の 選 考

- 選考は、願書・成績証明書・推薦調書等により出願者の人物・優秀性および学資支弁の困難度等についてその資格を検討し、当会の選考基準による書類審査(2月中旬)を行い、適格者を選考します。
- 書類選考による適格者についてのみ、選考委員会による面接を行ったうえで適格度の高い者から採用内定者を決定します。
- 面接は、各大学の合格発表の関係により3月15日(水)もしくは3月16日(木)に行う予定です。日時・場所等は改めて通知します。

6. 採 否 決 定 の 時 期

採否は、面接終了後すみやかに個々に通知します。

採用内定者の正式な採用は、大学の入学手続きを済ませ、当会の採用説明会に出席し所定の手続きを完了した時とします。

(注) 採否通知の到着前に願書に記入した住所と異なる住所へ転居等を伴う場合は、当会まで必ずお知らせください。

7. 採用説明会（採用手続）

採用内定者は、3月29日(水)に採用手続きを兼ねた採用説明会を行う予定ですので、必ず出席して下さい。
欠席される場合は、採用辞退者となります。詳細については、別途通知いたします。

(注) ご本人のみの出席です。保護者の参加は必要ありません。

8. 採用内定者の提出すべき書類

(1) 誓約書 採用説明会当日に提出してください。（様式は採用説明会案内状に同封）

(2) 奨学金振込口座届 採用説明会当日に提出してください。（様式は採用説明会案内状に同封）

※ ゆうちょ銀行以外の本人名義の口座に限ります。

※ 名義人の姓が現在と異なる場合は、必ず現在の姓に名義変更をした口座を届け出てください。

※ 奨学金受取りのための銀行が採用説明会当日までに決まっていない場合は、令和5年4月17日(月)までに必着するよう郵送にて提出してください。

(3) 在学証明書 令和5年4月17日(月)までに必着するよう郵送にて提出してください。

(注) 現在、日本郵便による土日祝日の普通郵便の配達および翌日配達は行われておりません。
当日消印有効ではありませんので、提出期限までに必ず間に合うよう到着日数を各自でご確認の上、提出をお願いいたします。
なお、期日までに送付できない場合は、その旨を事務局まで連絡してください。
提出がない場合は失格になることがありますので、ご注意ください。

(注) 他の給付型奨学金の併願者は、当会の奨学金を選択することが確定した後に(1)および(3)を提出していただきますので、書類の提出時期が個々で異なります。

9. 奨学金の支払

4月分～5月分までの奨学金をまとめて5月中に振込みます。

5月以降は届出のあった指定銀行に毎月25日（銀行休業日の場合はその前日）に振込みます。

(注) 全ての必要書類の提出が完了した後に、奨学金の支給が開始となります。
提出状況によって初回の奨学金支給日が異なりますのでご注意ください。
なお、提出が遅れても当会の奨学金受給資格が確定となれば、4月分から遡り奨学金をまとめて支給いたします。

10. 採用後、毎年度の提出

<在学時>

3月中旬頃(予定)に「奨学金受給継続のための提出書類について」の提出依頼文書を当会より送付します。下記3点の書類を、必ず指定された期日(毎年4月15日頃予定)までに当会に提出しなければなりません。

- ① 学年末における**学業成績証明書**
- ② **住民票**
- ③ **他の奨学金に関する確認書**・・・確認書の用紙は、当会から送付する提出依頼文書に同封。
(返済義務のない給付型奨学金を受給していない事、受給の予定のない事の確認書。)

<卒業時>

卒業年度の1月中旬頃(予定)に「進路報告書提出について」の文書を事務局より送付します。回答書(=進路報告書)の用紙もあわせて送付しますので、必ず指定された期日(2月上旬頃予定)までに返送してください。

11. 両親がいない場合の応募資格

当会における「両親がいない」とは

- ① 両親との死別
- ② 両親の行方不明
- ③ 両親の養育拒否
- ④ その他の事由

①～④の事由によって経済的支援を全く受けておらず、いずれの親とも同居していない状況を指します。

「両親がいない」場合の応募資格

上記「両親がいない」に該当する**施設入居者**(【**該当施設**】参照)は、原則 応募資格ありとします。

【**該当施設**】

施設： 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)など

施設入居と同等とみなす事業：

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

※ 応募の際には、両親がいないことや施設入居に至った理由などを差し支えない内容で構いませんので、「家庭事情」欄にできる限り具体的に記入してください。

別の用紙(A4サイズであれば様式の指定なし)に記入し提出していただいても構いません。

※ **施設に在籍している証明書(コピー可、施設の所在地および入所年月日が記載されているもの)**が必要です。

12. 両親の離婚が成立していない場合の応募資格

原則 理由に関わらず離婚が成立していなければ当会における「母子家庭」とはみなされません。
ただし、以下の書類を提出することで応募資格はありとします。

(1) 離婚調停中

弁護士等が作成した調停中を証明する文書。

ただし、採用説明会までに離婚が成立していなければ奨学生資格を得ることはできません。

(2) 父親が行方不明で離婚に至っていない

A：遺棄認定を受けている場合

児童扶養手当の証書や通知書のコピー。

B：遺棄認定を受けていない場合

民生委員や弁護士等が作成した行方不明を証明する文書。

(3) DVが原因で母親に離婚の意思があるが、父親が離婚に応じない

A：保護命令を受けている場合

児童扶養手当の証書や通知書のコピー。

B：保護命令を受けていない場合

女性（婦人）相談所などで作成してもらったDV被害の証明書。

※ DV被害で避難しており、住民票は変更していないが母子生活支援施設や実家などで一時的に生活をしている場合、住民票の提出は不要です。

かわりに、本来は母親が福岡県を生活の本拠地としていること、および現住所の証明に関して、**弁護士や民生委員等に作成してもらった証明文書**を提出してください。

なお、一時的な避難先が他県（佐賀県にある実家に一時避難しているなど）である場合でも、応募資格はありとします。ただし、完全に福岡県外に転居し、今後、母親が福岡県外に移住する場合は応募資格はなしとなります。願書には、現在 居住している住所を記入してください。

※ 応募の際には、離婚が成立していないことを差し支えない内容で構いませんので、「家庭事情」欄にできる限り具体的に記入してください。

別の用紙(A4 サイズであれば様式の指定なし)に記入し提出していただいても構いません。